

(仮訳)

1979年食品法に基づき制定する

**保健省告示**

(第 432 号) 仏暦 2565 年 (西暦 2022 年)

件名 遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示

遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示に関する基準を見直すことが望ましいため、1979年食品法の第5条の第1段落、及び第6条の(10)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第1条 2002年4月8日付の保健省告示251号、件名「遺伝子組み換え技術もしくは遺伝子工学による食品表示」を廃止する。

第2条 本告示において

「遺伝子組換え生物由来食品」とは、以下の意味を指す。

- (1) モダンバイオテクノロジー (Modern biotechnology) を駆使した方法によって、  
遺伝物質が編集、切除、組み換え若しくは改変し、又は新たな遺伝物質を混合し、  
食品として消費に使用する植物、動物、微生物
- (2) (1) を成分として使用する、又は (1) から製造された食品
- (3) 食品の成分、食品添加物、又は栄養として使用された (1) 由来の産物。

「小規模生産者」とは、消費者に直接販売し生産者が消費者へ直接的に情報を提供することも可能な小規模な生産者を指す。

第3条 遺伝子組換え生物由来の食品を表示管理食品とする。

第4条 遺伝子組換え生物由来の食品の表示は以下のとおりとする。

- (1) 当該の食品に関する保健省告示に従うこと
- (2) 以下に該当する場合は、保健省告示「包装食品のラベル表示」(※編者注：保健省告示367号) に従い、遺伝子組換え生物由来の食品の表示を追記しなければならない

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 原典については下記をご覧ください。

[http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/E/127/T\\_0014.PDF](http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/E/127/T_0014.PDF)

(2.1) 食品の成分中の 5%以上に遺伝子組換え植物由来が含まれ、かつ遺伝子組換え植物由来の遺伝物質又はタンパク質が検出された

(ア) 主成分の原材料名の一つに「遺伝子組換え」と表記すること

(イ) 場合に依じて、第 1 段落 (2.1) に従い遺伝子組換え植物由来の各原材料の末尾又は下部に「遺伝子組換え」と表記すること

(ウ) 遺伝子組換え植物由来の生産物においては、『遺伝子組換え「植物の品種」より製造した「食品名 / 製品名」』の文言を表示することが求められる

(2.2) 食品の成分中の 5%以上に遺伝子組換え動物由来が含まれ、かつ遺伝子組換え動物由来の遺伝物質又はタンパク質が検出された

(ア) 主成分の原材料名の一つに「遺伝子組換え」と表記すること

(イ) 場合に依じて、第 1 段落 (3.2) (※編者注：2.2 の誤りと思われる) に従い遺伝子組換え動物由来の各原材料の末尾又は下部に「遺伝子組換え」と表記すること

(ウ) 遺伝子組換え動物由来の生産物においては『遺伝子組換え「動物の品種」より製造した「食品名 / 製品名」』の文言を表示することが求められる

食品の成分中 5%未満の用途でも (2.1) に基づいた遺伝子組換え植物および (2.2) に基づいた遺伝子組換え動物を使用する場合は、本告示に基づきラベルに表記すること

(2.3) 遺伝子組換え微生物

(ア) 主成分の原材料名の一つに「遺伝子組換え」と表記すること

(イ) 場合に依じて、遺伝子組換え微生物由来の各原材料の末尾又は下部に「遺伝子組換え」と表記すること

(ウ) 遺伝子組換え微生物由来の生産物においては『遺伝子組換え「微生物の株」より製造した「食品名 / 製品名」』の文言を表示することが求められる

(2.1) (2.2) および (2.3) に基づく表示は太字で明確に読み取れ文字の色はラベルのベース色と反対色かつラベルのサイズに適合した大きさであること。これらは、三角の黄色地で黒色の文字にて「GMO」又はアプリケーションもしくはウェブサイト経由で消費者へ情報を供与する文章となる

第 5 条 食品生物学的安全性評価の結果に基づいた文章表記、禁止事項、消費の注意項目又は同様の意味合いを持つ文章を表記すること。

第 6 条 消費者があらゆる食品のラベル表示に関して誤った理解を防ぐため「遺伝子組換え不使用」又「遺伝子組換え食品不使用」若しくは「遺伝子組換え食品の成分不使用」又は「遺伝子組換え成分を選別又は分離」及び同様の意味合いを持つ文章又はロゴを食品ラベル内に用いることを禁止する。

第7条 本告示が施行される以前に遺伝子組換え生物由来の食品を製造又は輸入する認可を受けていた遺伝子組換え生物由来の食品ラベルは、本告示施行日から2年以内販売を継続することができる。

第8条 本告示の適用外

- (1) 商品の遡及確認又は追跡システム(Traceability)による証拠を持つ生産者もしくは、輸入者は生産工程内に遺伝子組換え材料を使用していないことを証明する
- (2) 消費者へ直接販売する小規模生産者
- (3) 消費者へ直接販売する調理者
- (4) 最終製品で、遺伝子組換え由来の生成物並びに遺伝子組換え生物由来のタンパク質が残留していない遺伝子組換え生物由来の食品
- (5) 製造工程内で補助物質として使用する遺伝子組換え由来のタンパク質

第9条 本告示を官報告示日から180日が経過した時に施行する。

2022年4月7日告示  
サーティット ピットウテータ  
副保健大臣代理